

厚生委員会会議録

平成28年6月23日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:28

案 件

1. 議案第83号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第88号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 平成27年度障がい者就労施設等からの物品調達実績の公表について
(社会・障がい者福祉課)
2. 工事請負変更契約について
(健幸・スポーツ課)
3. 工事請負契約について
(契約課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第83号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第83号の補足説明をいたします。補正予算書の17ページをお願いいたします。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ169億3978万6千円とするものでございます。

今回の補正は、平成30年度からの国保の広域化にあたり、本年10月以降、県において、市町村ごとの国保事業費納付金や標準保険料率を算定(試算)することとなっておりますが、これに必要なデータの作成及び提供にあたり、現行のシステムでは対応できないため、このシステム改造に必要な経費について補正をするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。補正予算書の20ページをお願いいたします。

まず、歳出予算でございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして、国民健康保険システム改造委託料162万円を計上いたしております。

歳入予算につきましては、この経費に対する補助金としまして、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、保険制度関係業務準備事業費補助金162万円を計上いたしております。補助率は10分の10でございます。

以上、簡単ですが、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

○宮嶋委員

この補正は、いわゆる平成30年度からの広域化を目的とするものであります。効率化だとか、いろんな財政的なことだとかいう問題などで、広域化が行われるということになっており

ますけれども、今まで行ってきたように、それぞれの自治体で工夫して、一般会計からの繰り入れを行うとかいう部分、また、短期保険証の取り扱いだとか、資格証の取り扱いなど、それぞれ自治体の状況にあわせて工夫されてこられた部分が、なし崩しになって、それがなくなってしまうということでは大変な状況が生まれてくるのではないかということで、広域化に対して反対をしておりますので、この予算に対しても反対をします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第83号 平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

議案書1ページをお願いいたします。「議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

福祉有償運送事業につきましては、道路運送法により、他人の介助によらず移動することや公共交通機関を利用することが困難な高齢者、障がい者などを対象として、あらかじめ、国土交通大臣の登録を受けた事業者が有償での移送を行うもので、合併前の旧筑穂町で平成18年に開始し、社会福祉協議会を事業者として、引き続き実施していたところです。

しかしながら、現在では高齢者や障がい者の移送・移動に係るサービスが別途設けられており、平成23年度以降は利用者が皆無となっております。これに伴い、事業の必要性や利用者が支払うべき対価など運営について協議すべき附属機関であります、この協議会についても、必然性がない状態となっております。

つきましては、平成27年度末をもって委員の任期満了となった福祉有償運送運営協議会を廃止することとして、別表のうち、本協議会の項を削除するものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

事業者もお辞めになっていて、ここ5、6年、随分長いことを利用者がいないということですが、こういう制度があること自体を皆さん知っていないから利用されなかったという部分はないのか、どういう広報活動をされていたのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

合併の未調整事項といたしましても、この旧筑穂町で行われておりました、この事業をどうするのかというふうな形で、当然その周知というものも図らなければならないということで、これまでやってまいりましたけれども、その間に、先ほども申しましたとおり、高齢者や障がい者の移送、移動につきましては、介護タクシー、それから福祉タクシーの利用、それから通院等の介助のために福祉事業者が行っているホームヘルパーが同行して行うサービス、それから移動支援、同行援護というものが、国の制度の福祉行政のなかで整備をされてきたというふうなことでございます。それで、そちらのほうは、この福祉有償運送事業のように一定の利用料を払うということになりますけれども、こういったものがだんだんと少なくなってきたということで、こちらのほうに利用者の方が移動されていったというのが実情でございます。

○宮嶋委員

制度をご存じないから利用されないという部分があるんじゃないかなという思いがします。それで、介護施設とかを使ってある方は、施設を使うことで、送り迎えができるということでは、こういうものはいりませんけれども、実際問題として、介護施設とかデイサービスとかを使っていらっしゃる方で、どうしてもやっぱり移動が困難になられる方が将来的に出てくる可能性がゼロではないんじゃないかなというふうに思うんですよね。残しておけば使えるかなと、ただ事業者がいらっしゃるというところが、ちょっと私も考えているんですけども、この協議会があれば、そういうところに申し出れば、そういう事業者をつかって、再開することができるんじゃないでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

可能性は全くはないんですが、平成23年度当時、この事業にそれまで携わっておりました社会福祉協議会、こちらのほうが、先ほどの委員のご質問にもありましたように、この事業に対して、筑穂地区の皆さんに対してはPRをしておいたわけです。しかしながら、それでも利用がなくなったという状況でございましたので、社会福祉協議会としても、行政のほうに幾度もそのあたりを打診しながら、また地域の皆さんにもお知らせしながら、お話をする中で、こういうまったく利用がない状況に至ったということでございますので、現実的には、今後の可能性は非常に少ないと、まれであるというふうに見ております。

○宮嶋委員

同じような考えなんですけど、まれであるということは100%利用がないということではないということですよ。もし、そういう方が出てきたときに、そういう制度があれば利用できる。それならわざわざなくさなくても、残してもいいのではないかなというふうに考えるんですけれど。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどから申し上げておりますとおり、この利用者の方がお使いになるには、事業者が必要なんです。事業者が手を挙げないと、この事業は成り立ちません。採算性も含めて、そこまで事業者があるかといいますと、現在まで5年間なかったということでございます。

○宮嶋委員

何かの話でも、制度はあるけれども、形骸化しているというような話もありましたけど、それと同じように制度自体があることが意味があるんじゃないかなという思いがするんですよ。だから例えば、今事業者はいないと、例えばそういう方が出てきたときに、この協議会のほうにご相談があれば、事業者を探してするというようなことはできないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

この会議につきましては、実は平成26年6月に最後の会議を行っております。そのときには、各委員の方も現状をしっかりと認識をされた上で、利用者の現状とか、他の移送サービスの内容について、確認をされた上で、その結果、これは事業の方向性としては廃止すべきではないかという見方をされておいたということで、委員の皆さんも合意をされているところでございます。そういったところを受けまして、事務局である行政としても、これについては見通しを立てておるということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 15

再開 10 : 17

委員会を再開いたします。

採決いたします。「議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

議案書20ページ、21ページをお願いいたします。「議案第88号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。学校教育法の一部改正によりまして、飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正いたします。21ページの新旧対照表の左の表の中ほどになります。学校教育法の一部改正で、小中一貫校が義務教育学校とされましたので、飯塚市放課後児童健全育成事業の条例の第10条、第3項、第4号の放課後児童クラブ支援員の資格要件の条項ですけれども、学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校の次に義務教育学校を挿入し、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有するものに改正いたします。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第88号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成27年度障がい者就労施設等からの物品調達実績の公表について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

本市では、「飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に沿って、全庁的に障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、現在、取り組みをすすめているところですが、このたび、平成27年度の調達実績についてとりまとめましたので、ご報告申し上げます。

調達件数は全29件で、総額683万2103円でございます。その内訳ですが、物品に関しては記念品など6件の調達があり、146万3489円、また、役務に関しては主に公園や公共施設の清掃、草刈り業務など23件で536万8614円でございます。

平成27年度における調達目標については、前年度の調達実績額である706万8462円を上回ることをいたしておりましたが、物品調達において不足する部分もありまして、達成することができませんでした。今後は、目標達成に向けて、関係各課ともよく協議して一定の推進ができるよう努めてまいります。

なお、平成27年度実績につきましては、市ホームページにおきまして、公表いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

工事請負変更契約について、ご報告をいたします。配付しております資料をお願いいたします。飯塚市立病院の一部建て替え事業につきましては、平成26年10月に新本館工事が終了いたしまして、現在は管理棟、診療リハビリ棟の改修工事と既存の建物の解体工事を行っているところでございます。そのうち1件、飯塚市立病院改修工事において、増工の必要が生じたことから、現契約の変更契約を締結いたしましたところでございます。その理由でございますが、中央西病棟の解体中に地中埋設コンクリート土留壁が出現したため、撤去、処分をする費用といたしまして、資料のとおり338万4720円、これを増工いたしまして、総額で3億16万8720円に変更契約を行ったところでございます。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

コンクリートが出てきたということですが、こういうのはもともときちんと調べて、分かっているものではないんですか。

○健幸・スポーツ課長

今回の土留壁につきましては、事前の労災病院等の現在の建物が建築されたときの設計図書にも記載がございません。憶測でございますが、西病棟の地盤と隣接します中央西棟の地盤に4メートルほどの高低差がございますが、今回、解体をします西病棟、これを建設する際か、もしくはそれ以前に、その土砂の崩壊を防ぐためにコンクリートで土留壁をつくってございまして、それを埋め戻していたため、地表面に出ておりませんでしたことから、設計の段階では、その辺の把握はできていなかったということでございます。

○宮嶋委員

いつ頃の話か分かりませんが、そういう資料とかいうのは残っていないものなんですか。

○健幸・スポーツ課長

今回の件につきましては、一切事前の資料として記載がなかったということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料により、ご報告いたします。今回、報告をいたします工事は、飯塚市立病院ボイラー棟解体工事でございます。

入札の執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、

業者選考委員会において、市内解体業者を指名することを決定し、5月17日に入札を執行いたしました。

次に、入札結果について、ご説明いたします。本工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5065万9560円、落札率88.86%で、有限会社クリーンジャパンが落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります、6者全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札業者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。